



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

817	平成30年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課).....	1
818	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	3
819	保安林の指定	(森林整備課).....	4
820	保安林の指定施業要件の変更	(").....	4
821	"	(").....	5
822	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	5
823	"	(").....	6
824	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
825	"	(").....	7

○ 人事委員会告示

8	平成30年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施	8
---	-----------------------	-------	---

○ 諸報

	和歌山県市町村職員共済組合の平成29年度決算の要旨	(和歌山県市町村職員共済組合).....	10
--	---------------------------	----------------------	----

告 示

和歌山県告示第817号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成30年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成30年7月17日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴

力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

(8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。

(9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。

(10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、オ、カ、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

エ 使用印鑑届

オ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

キ 役員等に関する調書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ケ 誓約書

コ 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料

サ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し

(2) (1) のア、エ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年7月17日（火）から同年8月2日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年7月30日（月）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1) 平成30年7月17日（火）から同年8月2日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成30年8月2日（木）午

後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着させること。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年8月6日（月）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第818号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーシティ田辺店

和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

- (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 501台
(変更後) 232台
- (3) 駐車場の出入口の数及び位置
(変更前) 14か所
(変更後) 12か所
- 4 変更年月日
(1) 平成30年3月20日他
(2) 及び(3) 平成31年3月1日
- 5 変更する理由
(1) 小売業者変更のため
(2) 及び(3) 田辺市庁舎の移転用地の確保及び市道整備のため
- 6 届出年月日
平成30年6月29日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)
田辺市商工観光部商工振興課(田辺市新屋敷町1番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年7月17日から同年11月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第819号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字西神ノ川字古屋谷560の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第820号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第821号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第822号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

市井川右支溪（5-388-2-016）、市井川右支溪（5-388-2-017-1）、市井川右支溪（5-388-2-017-2）、市井川左支溪（5-388-2-019）、市井川左支溪（5-388-2-020）、市井川左支溪（5-388-2-021）、市井川右支溪（5-388-2-903）、南部川右支溪（5-388-1-011）、高野川左支溪（5-388-2-023）、南部川右支溪（5-388-2-024）、高野川左支溪（5-388-1-903）、高野川右支溪（5-388-2-904）、高野川左支溪（5-388-2-905）、南部川左支溪（5-388-2-906）、南部川右支溪（5-388-2-907）、一ヶ谷（Ⅰ-1289）、市井川（Ⅰ-4062）、市井川木台1（Ⅱ-4731）、市井川木台2（Ⅱ-4732）、市井川西畑1（Ⅱ-4735）、市井

川西畑2(Ⅱ-4737)、市井川西畑3(Ⅱ-4738)、市井川木台3(Ⅱ-4742)、市井川西畑4(Ⅱ-4743)、市井川虫野1(Ⅱ-4744)、市井川虫野2(Ⅱ-4745)、虫野(Ⅱ-4746)、市井川虫野3(Ⅱ-4748)、市井川虫野4(Ⅱ-4754)、市井川堂平1(Ⅱ-4763)、違井上切(Ⅱ-4777)、市井川5(Ⅱ-4780)、市井川堂平2(Ⅱ-4783)、西谷2(I-1325)、袖摺(I-1326)、市井川(102)(I-50189)、市井川(101)(Ⅱ-50299)、市井川(103)(Ⅱ-50301)、上ノ段2(I-1256)、上市井原(I-1276)、弥多(I-1277)、田向(I-1278)、滝西(I-1279)、滝1(I-4073)、滝2(I-4074)、滝入谷3(Ⅱ-4827)、広野1(Ⅱ-4830)、滝沼川1(Ⅱ-4843)、滝入谷4(Ⅱ-4844)、沼川(Ⅱ-4867)、滝入谷5(Ⅱ-4877)、滝沼川2(Ⅱ-4879)、滝沼川3(Ⅱ-4881)、滝3(Ⅱ-4888)、広野3(Ⅱ-4890)、上ノ湯(Ⅱ-4891)、滝4(Ⅱ-4897)、滝入谷6(Ⅱ-4933)、滝入谷7(Ⅲ-2699)、滝入谷8(Ⅲ-2705)、堺(101)(I-50204)、堺(102)(I-50205)、堺(103)(I-50206)、堺(104)(I-50207)、堺(105)(I-50208)、堺(106)(Ⅱ-50365)、堺(107)(Ⅱ-50366)、堺(108)(Ⅱ-50367)、堺(109)(Ⅱ-50368)、堺(110)(Ⅱ-50369)、堺(111)(Ⅱ-50370)、堺(112)(Ⅱ-50371)、堺(113)(Ⅱ-50372)、市井川(104)(Ⅱ-50373)、市井川(105)(Ⅱ-50374)、滝(111)(I-50203)、滝(101)(Ⅱ-50355)、滝(102)(Ⅱ-50356)、滝(103)(Ⅱ-50357)、滝(104)(Ⅱ-50358)、滝(105)(Ⅱ-50359)、滝(106)(Ⅱ-50360)、滝(107)(Ⅱ-50361)、滝(108)(Ⅱ-50362)、滝(109)(Ⅱ-50363)、滝(110)(Ⅱ-50364)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第823号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西橋谷1(I-1395)、土手内(I-1396)、名喜里・稲妻(I-1397)、名喜里(I-1398)、跡之浦(I-1399)、東跡之浦(I-1400)、長井谷(I-1401)、東内之浦(I-1402)、新庄(I-2301)、西橋谷2(I-2302)、跡之浦(I-4257)、新庄町橋谷1(I-4280)、新庄町橋谷3(I-4282)、新庄町滝内1(I-4285)、新庄町田鶴口1(I-4286)、新庄105(I-60746)、新庄109(I-60750)、新庄町橋谷4(Ⅱ-5799)、新庄町田鶴口2(Ⅱ-5801)、新庄町跡之浦1(Ⅱ-5804)、新庄町内ノ浦1(Ⅱ-5805)、新庄町鳥の巣1(Ⅱ-5806)、新庄町鳥の巣2(Ⅱ-5807)、新庄町鳥の巣3(Ⅱ-5808)、新庄町鳥の巣4(Ⅱ-5809)、新庄町滝内2(Ⅱ-5810)、新庄町内ノ浦2(Ⅱ-5811)、新庄101(Ⅱ-60742)、新庄102(Ⅱ-60743)、新庄103(Ⅱ-60744)、新庄104(Ⅱ-60745)、新庄106(Ⅱ-60747)、新庄107(Ⅱ-60748)、新庄108(Ⅱ-60749)、新庄町橋谷7(Ⅲ-3188)、新庄町長井谷1(Ⅲ-3216)、新庄町跡之浦3(Ⅲ-3219)、新庄町跡之浦4(Ⅲ-3220)、新庄町田鶴口3(Ⅲ-3221)、新庄町滝内3(Ⅲ-322

- 3)、新庄町滝内4(Ⅲ-3226)、新庄町滝内5(Ⅲ-3227)、新庄町内ノ浦4(Ⅲ-3231)、新庄町内ノ浦7(Ⅲ-3234)、新庄町内ノ浦9(Ⅲ-3236)、新庄町内ノ浦10(Ⅲ-3237)、新庄町内ノ浦11(Ⅲ-3238)、新庄町内ノ浦12(Ⅲ-3239)、新庄町鳥の巣5(Ⅲ-3240)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

名喜里(I-4256)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第824号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3427	橋本市高野口町伏原字藪田105番の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	平成 30.7.4	6.00	35.57

和歌山県告示第825号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3419	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字南鳥居田488番1の一部	伊都郡かつらぎ町丁ノ町634 平原佐治哉	平成 30.7.5	5.00	35.00

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

平成30年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成30年7月17日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

平成30年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務	15人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	5人程度	警察本部等における事務
土木	2人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成31年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成30年9月23日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成30年10月上旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	(作文試験及び適性検査) 平成30年10月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成30年10月下旬の指定する1日	和歌山市	平成30年11月上旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験(40題) <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1,400点	前記(1)の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県のホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、事前に必ず和歌山県人事委員会事務局へ電話連絡の上、申込方法を確認して郵送により申し込むこと。

(2) 受付期間

平成30年8月7日（火）午前10時から同月24日（金）午後4時までに「和歌山県電子申請システム」で受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。

郵送により申し込む場合は、平成30年8月24日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成31年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね151,500円（平成30年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、

住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の情報提供

この試験の結果については、「和歌山県電子申請システム」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、和歌山県電子申請システムの「申込内容照会」から、5(3)の申込完了通知メールに記載した整理番号とパスワードを入力して、申込詳細画面に進み、画面上にある試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

(1) 車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

(2) この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年7月17日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 小谷 芳正

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	41	71

2 組合員数及び標準報酬月額、次のとおりである。

組合員種別	一般組合員	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合計	第三号厚生年金被保険者
組合員数(人)	12,004	27	1,427	3	3	1	171	13,636	13,448
標準報酬月額(百万円)	4,678	19	570	2	2	1	63	5,334	5,054
一人当たり標準報酬月額(円)	389,670	696,296	399,509	540,000	716,667	440,000	370,000	391,164	375,816

3 組合職員の数は、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人	18	2	2	2	24

4 損益計算書の要旨

経理区分		短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
収	負担金	4,358,511	11,281,812	591,330	64,589		158,568	166,270		
	組合員保険料		7,016,898							
	掛金	4,422,428		591,324				162,467		
	高額医療交付金	90,688								
	育児・介護休業手当金交付金	342,886								
	組合員貸付金利息									38,735
	連合会交付金						78,118			199
	利息及び配当金	1,054				27,859	248	211	269,572	
	その他の収入	54,842					85	22	1,968	
	他経理から繰入金						29,310			
前年度支払準備金	601,413									
計	9,871,822	18,298,710	1,182,654	64,589	27,859	266,329	328,970	271,540	38,934	
支	給付金	3,739,461								
	職員給与						103,815	12,863	19,824	9,436
	厚生費						104	270,863	8	22
	特定健康診査等費							19,704		
	旅費・事務費						13,389	1,588	1,756	509
	委託費						9,129	5,972	3,487	998
	貸借料						2,072	1,388	1,259	305
	負担金						18,090	3,329	4,361	2,945
	連合会分担金						26,097	3,427		
	支払利息					27,859			163,262	27,743
前期高齢者納付金	2,392,657									

出	後期高齢者支援金	1,635,230								
	病床転換支援金	9								
	老人保健拠出金	24								
	退職者給付拠出金	92,805								
	介護納付金	765,272								
	連合会払込金	106,482	18,298,710	1,182,654	64,589		70,475			1,993
	連合会拠出金	367,327								
	他経理へ繰入金	29,310								
	その他の支出	3,677					5,753	455	1,440	124
	次年度支払準備金	565,332								
前期損益修正損										
計	9,697,586	18,298,710	1,182,654	64,589	27,859	248,924	319,589	195,397	44,075	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	174,236	0	0	0	0	17,405	9,381	76,143	△ 5,141	

5 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資	流動資産	2,311,667	1,095,512	75,402	576	25,552	329,244	342,907	1,029,754	86,080
産	固定資産					1,208,015	2,002	1	17,885,016	1,552,318
	資産合計	2,311,667	1,095,512	75,402	576	1,233,567	331,246	342,908	18,914,770	1,638,398
負	流動負債	420,240	1,095,512	75,402	576		1,289	42,705	16,411,265	35
	固定負債	565,332				1,233,567	105,937	11,896	28,611	1,265,648
債	負債合計	985,573	1,095,512	75,402	576	1,233,567	107,226	54,601	16,439,876	1,265,683
純	利益剰余金	1,326,094					224,020	288,307	2,474,894	372,715
資	欠損金									
産	純資産合計	1,326,094					224,020	288,307	2,474,894	372,715
	負債・純資産合計	2,311,667	1,095,512	75,402	576	1,233,567	331,246	342,908	18,914,770	1,638,398